

第20号様式別表 2 の 6 記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度の中間期間（法人税法第80条第5項に規定する中間期間をいいます。以下同じです。）又は当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間において生じた還付対象欠損金額について、法第321条の8第26項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- (2) 法第321条の8第28項に規定する被合併法人等の控除未済還付対象欠損調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済還付対象欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済還付対象欠損調整額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象還付対象欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各中間期間ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「還付対象欠損金額①」	還付対象欠損金額の生じた各事業年度又は各中間期間について、当該事業年度又は中間期間の法人税の明細書（別表7(2)の3の「当期分」の欄の金額及び6の「当期分」の欄の金額の合計額を、古い事業年度の分から順次記載します。	法第321条の8第26項の規定による控除は、還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について第20号様式の確定申告書を提出し、かつ、その後ににおいて連続して第20号様式の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象還付対象欠損調整額②」	(1) ①の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に終了する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 還付対象欠損金額（中間期間において生じたものを除きます。）の生じた事業年度後最初に終了する事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (ロ) 法第321条の8第28項に規定する被合併法人等の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該控除対象欠損金額の生じた事業年度終了の日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (ロ) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (ハ) 協同組合等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (ホ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) この明細書の⑤の「合計」及び第20号様式別表2の5の④の「合計」の各欄の金額の合計額 (2) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額及び⑪の欄の金額の合計額を控除した金額	